

住宅の熱損失防止改修(省エネ改修)、又は特定
熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

(宛先) 浦安市長

(納税義務者) 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____ ()

地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の規定する熱損失防止改修(省エネ改修)住宅、又は第15条の9の2第4項又は第5項の規定する特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税の減額の適用を受けたいので、浦安市税条例附則第10条の3第9項又は第11項の規定に基づき、次のとおり申告します。

改修家屋の状況	家屋所在地	浦安市	種類	
	家屋番号		構造	造
	床面積	. m ²	居住部分床面積	. m ²
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修工事の内容	工事内容 (該当する□に✓)	<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 (必須) <input type="checkbox"/> 床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画		
	工事完了年月日	令和 年 月 日		
	全体工事費	円		
	省エネ改修費	円		
	補助金等※ 補助金等を除いた省エネ改修費	円 (60万円以上が対象)		
工事完了日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由	(該当する場合のみ記入してください)			
添付書類	① 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する増改築等工事証明書 ② 工事費領収書の写し ③ 工事内容及び費用が確認できる書類(見積書、工事内訳書、図面等) ④ 補助金等を受けている場合は、交付決定書等の写し ⑤ 長期優良住宅認定通知書の写し(該当する場合)			
【要件等確認に係る同意】 本申告書記載の内容を審査するに当たり、要件の確認を目的として、必要に応じて固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに <p style="text-align: center;">同意します ・ 同意しません</p> 該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。				

※国または地方公共団体からの補助金等は、熱損失防止改修費から除きます。

処理欄	認・否	軽減面積	. m ²	軽減割合	/3	令和 年 月 日	
-----	-----	------	------------------	------	----	----------	--

1 減額の対象となる住宅

- 平成26年4月1日以前から所在する住宅であること。(貸家の用に供する部分は除く。)
- 住宅部分の床面積が以下の基準に該当するもの
 - 【令和8年3月31日までの改修の場合】床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅であり、そのうち120平方メートル分までの居住部分。
 - 【令和8年4月1日以降の改修の場合】床面積が40平方メートル以上240平方メートル以下の住宅であり、そのうち120平方メートル分までの居住部分。
- 併用住宅では、自己の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること。
- 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。(①の工事は必須)
 - ①窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
 - ⑤太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置に係る工事
※改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。
- 特定熱損失防止改修に係る減額を受けるには、次の⑥の工事を行うこと。
 - ⑥耐久性向上改修工事
- 省エネ改修工事に要した費用が60万円超であること。
- 国または公共団体の補助金等を受けている場合は、補助金の内容を確認できる書類の写しをつけること。
- 区分所有家屋(マンション等)も対象となるが、専有部分の改修工事であること。

2 減額の内容

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、家屋に係る固定資産税の3分の1を減額します。また、耐久性向上改修工事により長期優良住宅の認定を受けた場合は、家屋に係る固定資産税の3分の2を減額します。

床面積が120㎡を超える住宅は、120㎡相当分について減額が適用されます。

※区分所有家屋は、専有部分について減額が適用されます。専有部分が120㎡を超える家屋は、120㎡相当分について減額が適用されます。

※新築住宅、耐震改修をした住宅に係る固定資産税の減額制度等との併用はできません。

ただし、バリアフリー改修をした住宅に係る固定資産税の減額制度との併用は可能です。

3 記入方法

- ①減額の適用を受けようとする納税義務者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ②「改修家屋の状況」は、納税通知書の課税明細書等を参照して記入してください。不明な所は、空欄でもかまいません。
 - 「床面積」は、納税通知書の課税明細書の床面積を記入してください。
 - 「居住部分床面積」について、専用住宅は「床面積」と同じです。併用住宅は居宅部分の面積、区分所有家屋は登記面積となります。
 - ※区分所有家屋の納税通知書の課税明細書に記載されている床面積は、専有部分以外にエントランス、廊下等の共有部分を按分していますので、登記面積より多くなっています。
- ③「改修工事の内容」は、増改築等工事証明書と合致するようにしてください。
- ④改修工事が完了した日から3ヶ月以内に提出できなかった場合は、理由を記入してください。